

保 証 登 録 証

市 町 村 長 殿

※ 全浄連保証登録番号									
0	1	0	0	-					

下記の浄化槽は浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証明いたします。

【保証登録申請日】

保 証 登 録 申 請 日	平 成	年	月	日
---------------	-----	---	---	---

【申請者】

工 事 業 者	氏名又は名称					⑩
	住 所					
	電 話 番 号	-	-	浄化槽工事業登録(届出)番号		

【申請内容】

設 置 者	フリガナ					
	氏 名					
	住 所	〒	-			
建 物	設置場所	〒	-			
	建築用途			使用予定人数	人	処理対象人員
市 町 村	名 称			国庫補助対象区分	対 象 ・ 対 象 外	
浄 化 槽	全浄協登録番号			登 録	平 成	年 月 日
	名 称				人槽	人槽
製 造 業 者	名 称					
検 査 機 関	名 称	公益社団法人 北海道浄化槽協会				
工 事 完 了	平 成	年	月	日	使用開始	平 成 年 月 日

※

--	--

【登録確認】

社団法人 全国浄化槽団体連合会 会長	
※ 登録確認年月日	平 成 年 月 日
※ 公益社団法人 北海道浄化槽協会 札幌市豊平区平岸5条7丁目7番10号 電 話 011(823)4755 <small>北海道保証制度により、保証期間が2年間延長されています。詳細は上記へお問合せ下さい。</small>	確 認 者

※ 証明印

1. ※印欄は、記入しないでください。
2. 保証対象となる浄化槽は、全浄協に登録されている「10人槽以下」となっています。

浄化槽機能保証制度に基づく保証の内容

表面記載の保証登録浄化槽は下記の事項が保証されております。

1. 保証の対象

保証の対象となる浄化槽には、浄化槽に接続する流入管、放流管を含む配管設備並びにその附帯設備を含まない。

2. 保証期間

保証制度による保証の期間は、保証登録浄化槽の使用開始の日から5年とする。ただし、駆動部分及び散気管については、使用開始の日から1年とする。

3. 対象となる機能異常

保証制度による保証は、施工上の瑕疵により、保証登録浄化槽の機能異常があると判定された場合に行うものとする。ただし以下の場合、含まないものとする。

- (1) 保証登録浄化槽の製造上又は維持管理上の瑕疵による場合
- (2) 地震、噴火、洪水、津波、台風、暴風雨、豪雨等の自然変象による場合
- (3) 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合
- (4) 保証登録浄化槽の管理者又は使用者の著しく不適切な維持管理又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合
- (5) 保証登録浄化槽の瑕疵によらない自然の消耗・摩滅・さび・かび・変質・変色その他類似の事由による場合
- (6) 保証登録浄化槽の設置者の指図に対し浄化槽工事業者がその不適當なことを指摘したにもかかわらず設置者が採用させた施工方法若しくは資材に瑕疵があった場合

4. その他

設置者が原因者から修補を受けることができる場合に、全浄連が保証基金により修補したときは、全浄連はその支出した保証基金の額を限度として、かつ設置者の権利を害さない範囲で、設置者が原因者に対し有する権利を代位取得するものとする。

保証の申立て

前各号に該当する場合は、表面に記載されている浄化槽協会にお申し出下さい。